第五十南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
八～十四　（略）	
第五十一南極特別保護地区	
（略）	
第五十二南極特別保護地区	
一～二　（略）	
三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
四～九　（略）	
第五十三南極特別保護地区	
一～二　（略）	
三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
四～九　（略）	
第五十四南極特別保護地区	
一～九　（略）	
十　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
十一～十六　（略）	
第五十五～六十南極特別保護地区	
（略）	
第六十一南極特別保護地区	
一～三　（略）	
四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
五～十一　（略）	
第六十二南極特別保護地区	
（略）	
第六十三南極特別保護地区	
一～三　（略）	
四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び除去予定日を明示すること。	
五～十　（略）	

第五十南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
八～十四　（略）	
第五十一南極特別保護地区	
（略）	
第五十二南極特別保護地区	
一～二　（略）	
三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
四～九　（略）	
第五十三南極特別保護地区	
一～二　（略）	
三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
四～九　（略）	
第五十四南極特別保護地区	
一～九　（略）	
十　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
十一～十六　（略）	
第五十五～六十南極特別保護地区	
（略）	
第六十一南極特別保護地区	
一～三　（略）	
四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
五～十一　（略）	
第六十二南極特別保護地区	
（略）	
第六十三南極特別保護地区	
一～三　（略）	
四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
五～十　（略）	